

事前評価調書

I 事業概要																																												
事業名	農業農村整備事業（緊急農地防災事業）																																											
地区名	六号地区																																											
事業箇所	田原市																																											
事業のあらまし	<p>本地区は、田原市西部の渥美半島先端部の低平な農村地域に位置している。</p> <p>地区内流域 409.6ha の排水は、渥美第 6 排水機場により豊島導水路に強制排水された後、渥美第 4 排水機場により三河湾へ強制排水されている。</p> <p>地区内の排水路は県営たん水防除事業伊良湖地区により昭和 49 年度から昭和 56 年度にかけて整備されたが、流域内開発による流出量の増加や、40 年近く経過して老朽化が進んでいることなどから、近年では降雨時における湛水被害が生じている。</p> <p>このため、老朽化が著しい排水路を整備することにより湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図る。</p>																																											
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水能力が不足する排水路を整備し、農地、農業用施設、公共施設等の湛水被害を防止する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>																																											
事業費	事業費		内訳																																									
	8.8 億円		■工事費 7.1 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 1.6 億円																																									
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 33 年度																																						
事業内容	排水路工 L=2,863m																																											
II 評価																																												
①事業の必要性	1) 必要性	地区内の排水を担う六号排水路は能力不足であり、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害が生じているため、排水能力を確保するための整備を行う必要がある。																																										
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																									
		【理由】 排水路の整備により排水能力を確保し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">6.9</td> <td colspan="2">1.9</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	調査・設計	←→						用地補償		←→					工事		←→					事業費(億円)		6.9				1.9	
			H28	H29	H30	H31	H32	H33																																				
	工種区分	調査・設計	←→																																									
		用地補償		←→																																								
工事			←→																																									
事業費(億円)		6.9				1.9																																						
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。																																											
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																										
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。																																										

Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	--

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

本事業は想定規模と同等の降雨がなければ効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。